

いじめ防止基本方針

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第13条の規定及び、「新潟県いじめ防止基本方針（平成30年2月改訂）」並びに「新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月）」の施行に基づき、ここに「十日町市立中里中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じているものと定義する。（「法」第2条より）

② いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、生徒に対して、当該生徒が在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒等が行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている（「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、それは「いじめ」である）。

③ 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。なお、「いじめ類似行為」についても同様とする。

④ いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。生徒は、いじめを見過ごしてはならない。

⑤ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

⑤ 保護者・地域住民に、学校いじめ防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

ア 学校の重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。

イ 教育活動全体を通して、生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、生徒同士の「絆づくり」を通して自己有用感や充実感を得られるよう、規範意識とコミュニケーション能力を高める。

ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。また、いじめの要因ともなるストレスに適切に対応できる力を育む。

エ 生徒が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む生徒会活動の充実を図る。

オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 生徒対象のいじめアンケート調査（6月、9月、1月、随時）
- ・ 生徒対象の教育相談を通じた調査（5月、11月、2月、随時）
- ・ 保護者対象のいじめアンケート調査（6月、11月、随時）

イ 一週間の振り返り

毎週木曜日の終学活で一週間の出来事についてリフレクションを行う。いその記載内容にいじめ・不登校が懸念された場合は、当日中に時間を設けて対応する。

ウ いじめ相談体制

- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・ 市教育センター相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用により、緊密な連携を図る。

エ いじめの防止等のための対策のための教職員の資質向上

- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

オ いじめ見逃しゼロスクール集会

- ・ 一学期と二学期に実施し、人権意識の高揚を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ防止委員会」を設置する。

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年生徒指導担当

③ 役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート、教育相談、一週間の振り返り等）
- ・ いじめの未然防止に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 会議は定例会を週1回開催し、いじめ発生時は緊急に開催すること。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた生徒の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った生徒へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導と、その保護者への助言と学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦ いじめに関する保護者への情報提供と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の生徒に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において、関係する生徒とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する生徒と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど重大事案については、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。
- ⑪ いじめの解消については以下の点により、いじめを受けた生徒及び保護者に寄り添い、慎重に判断する。
 - ア いじめに係る行為が、相当期間（少なくとも3か月間）止んでいること。
 - イ いじめを受けた生徒が、いじめの行為により感じた心身の苦痛がなくなっていることを、本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。）
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）
- ③ その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携

(1) 犯罪に相当するいじめ事案等の定義

① 重大事態に相当する事案

② 当該いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案

③ 児童ポルノ関連を含めたインターネット上のいじめについて「匿名性」が高く、「拡散」しやすい等の性質を有しており、一刻を争う事態が生じ得る事案

(2) 犯罪に相当するいじめ事案等発生時の対応

上記(1)①、②、③の事態が発生した場合、学校は直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

5 いじめ防止等のための年間計画

月	教職員の取組	生徒対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○生徒の情報交換 ○第1回生徒理解の会 ○小中一貫教育の推進(通年) ○いじめ対策委員会の開催(通年)	○いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実(通年) ○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○小中一貫教育の活動の充実、異学年交流(通年) ○週の振り返り(毎週・通年) ○あいさつ運動(通年)	○いじめ見逃しゼロ県民運動(通年) ○いじめ防止対策の説明と広報 ○学校と連携した小中一貫教育の推進(通年) ○あいさつ運動(通年) ○PTA活動の充実(通年)
5	○第2回生徒理解会議 ○教育相談	○教育相談	○広報活動
6	○生徒の情報交換	○いじめアンケート ○第1回いじめ見逃しゼロスクール集会 ○小中一貫あいさつ運動(中越大会)	○広報活動 ○保護者アンケート ○各種大会支援
7	○学校評価(前期) ○生徒の情報交換	○体育祭準備活動 ○1学期の振り返り(県大会・吹奏楽コンクール)	○保護者面談 ○県大会、吹奏楽コンクールへの支援 ○広報活動
8	○第3回生徒理解の会 ○生徒の情報交換	○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成 ○広報活動
9	○生徒の情報交換 ○教育相談	○体育祭 ○いじめアンケート ○教育相談(新人各種大会)	○広報活動 ○新人各種大会への支援
10	○生徒の情報交換	○5・6年生体験入学 ○音楽祭 ○中越駅伝大会	○PTA合唱 ○広報活動 ○中越駅伝大会への支援
11	○生徒の情報交換	○第2回いじめ見逃しゼロスクール集会 ○教育相談	○保護者アンケート ○広報活動
12	○学校評価(後期) ○生徒の情報交換	○2学期の振り返り	○保護者面談 ○広報活動
1	○第4回生徒理解の会 ○生徒の情報交換	○いじめアンケート	○広報活動 ○各種スキー大会への支援
2	○生徒の情報交換 ○教育相談	○教育相談 ○卒業・進級に向けた取組	○広報活動 ○入学説明会
3	○生徒の情報交換	○年度の振り返り ○卒業式	○卒業式